

第 74 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表 個別注記表

（ 平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで ）

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chugai.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

中外炉工業株式会社

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

会社名 (株)シーアール、中外エンジニアリング(株)、中外プラント(株)、台湾中外炉工業股份有限公司、中外炉熱工設備(上海)有限公司、Chugai Ro (Thailand) Co., Ltd.、PT. Chugai Ro Indonesia、中外炉設備技術(上海)有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

会社名 中外炉鋁業(山東)有限公司

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・原材料 : 移動平均法

仕掛品・未成工事支出金 : 個別法

② 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法による原価法

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物3年～50年、機械及び装置7年～12年であります。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 工事損失引当金

当連結会計年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾中外炉工業股份有限公司、中外炉熱工設備(上海)有限公司、中外炉設備技術(上海)有限公司、Chugai Ro (Thailand) Co., Ltd.、PT. Chugai Ro Indonesia の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

②退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

③完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ法によっております。なお、為替予約につきヘッジ会計の要件を満たしている場合は振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

【追加情報】

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の33.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されました。

その結果、繰延税金負債が31百万円減少し、法人税等調整額が13百万円減少、その他有価証券評価差額金が19百万円増加しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

| | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 6,611 百万円 |
| (2) 担保に供している資産 | |
| 投資有価証券 | 1,563 百万円 |
| (上記に対する債務) | |
| 1年内返済予定長期借入金 | 400 百万円 |
| 長期借入金 | 688 百万円 |
| 計 | 1,088 百万円 |

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式数
- | | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 78,000,000 株 |
|------|--------------|
- (2) 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項
- 平成27年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
- | | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 389 百万円 |
| 1株当たり配当額 | 5.00 円 |
| 基準日 | 平成27年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成27年6月26日 |

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年6月24日の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

| | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 配当金の総額 | 467 百万円 |
| 1株当たり配当額 | 6.00 円 |
| 基準日 | 平成28年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成28年6月27日 |

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業の運営に必要な資金については、銀行等金融機関からの借入により調達し、一時的な余剰資金については、短期的な預金等に限定して運用しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に沿って管理し、リスクの低減を図っています。

有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っています。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日です。

借入金の使途は主に運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

売掛金及び買掛金の一部は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されていますが、当該契約額範囲内の先物為替予約の利用や決済用外貨預金の保有により、リスクの低減を図っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|-----------------------------|--------------------|----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 6,714 | 6,714 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金(*2) | 21,495 | 21,495 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 4,445 | 4,445 | - |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (11,371) | (11,371) | - |
| (5) 電子記録債務 | (1,566) | (1,566) | - |
| (6) 短期借入金(*3) | (2,400) | (2,400) | - |
| (7) 未払法人税等 | (197) | (197) | - |
| (8) 長期借入金(*3) | (1,588) | (1,592) | △4 |
| (9) デリバティブ取引 | 25 | 25 | - |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金につきましては、貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金400百万円は長期借入金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金及び(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

為替予約の時価は先物為替相場によっております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しています。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額27百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- (1) 1株当たり純資産額 247円86銭
(2) 1株当たり当期純利益 7円01銭

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・原材料 : 移動平均法

仕掛品・未成工事支出金 : 個別法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物3年～50年、機械及び装置7年～12年であります。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

工事損失引当金

当事業年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(6) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ法によっております。なお、為替予約につきヘッジ会計の要件を満たしている場合は振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

[追加情報]

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の33.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されました。その結果、繰延税金負債が33百万円減少し、法人税等調整額が13百万円減少、その他有価証券評価差額金が19百万円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|---------|--------|
| ①短期金銭債権 | 395百万円 |
| ②長期金銭債権 | 60百万円 |
| ③短期金銭債務 | 485百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,490百万円

(3) 担保に供している資産

| | |
|--------------|----------|
| 投資有価証券 | 1,563百万円 |
| （上記に対する債務） | |
| 1年内返済予定長期借入金 | 400百万円 |
| 長期借入金 | 688百万円 |
| 計 | 1,088百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|-------------|----------|
| ①売上高 | 425百万円 |
| ②仕入高 | 1,847百万円 |
| ③営業取引以外の取引高 | 157百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 166,471 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金等であります。なお、評価性引当額は847百万円であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 239円16銭
1株当たり当期純利益 6円80銭